

平成23年第2回臨時会

鳴沢村議会会議録

平成23年11月29日開会

平成23年11月29日閉会

鳴沢村議会

平成23年第2回鳴沢村議会臨時会会議録

平成23年11月29日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 佐藤博水	2番 小林昭一
3番 小林利雄	4番 渡辺久男
5番 渡辺泉	6番 渡辺政司
7番 渡辺明雄	8番 小林茂澄
9番 田中稔	10番 三浦利雄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 佐藤政中
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 渡辺安司

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡辺 寛

7、会議事件

議案第31号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 諸般の報告
日程第3 会期の決定
日程第4 議案第31号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する
条例を定める件

◎議長あいさつ

議長（三浦利雄君） 平成23年第2回臨時会開会に先立ち、ごあいさつ申し上げます。

本年も残すところあと1ヶ月というところでございます。私ごとですけれども、健康管理ができておりませんで、重い風邪を引いてしまいました。定例会も控えているというようなことでもございまして、議員各位にはくれぐれもご自愛のほどお願いしたいと思います。

本日は12月1日施行の議案1件の審議ということで、臨時議会を開いたわけでございますけれども、全員のご出席まことにご苦労さんでございます。

開会 午前10時16分

議長（三浦利雄君） ただいまから平成23年第2回鳴沢村議会臨時会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎村長あいさつ

議長（三浦利雄君） ここで、村長より臨時会招集に際してのあいさつを受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） おはようございます。ご苦労さまです。

先ほど議長さんが申しあげましたように、この臨時議会は職員

の給与条例の改正に伴うものでございまして、12月1日からの施行と考えておるわけでございます。このために議員の皆様には全員の参加いただきまして、ありがとうございます。

また、去る11月17日には議長さんから議員の皆さん全員の賛同を得まして、私にもう一期村長をしろというような温かいお言葉をいただいております。

また、村内の各団体の皆さんにもそんなような趣旨の推薦をいただいているところでございます。

そんなことを踏まえまして、私が早いもので4年がたつのかという気持ちでありますとともに、この4年間を振り返ってみますと、皆様の公僕にこたえられる働きをしたかなと考えるものもございまして、もう少しの時間の余裕をいただきたいと思いますとおるわけでございます。

また、その節には皆さん方初め村民の皆様のご賛同を得る中で、皆さんの要望にお答えしたいと思っておりますので、ぜひその節は皆さん方の多大なるご賛同、またご支援をお願いしたいと思っております。そんなことを踏まえまして、本日の臨時会に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（三浦利雄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（三浦利雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、小林昭一君、小林利雄君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（三浦利雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり説明員の委嘱、委任について通知がありましたので、ご了承願います。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 本日開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日、午前9時30分より議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。委員5名全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

協議して決まった事項については、次の2項目です。

1、会期は本日1日間とし、配布してある会期日程表のとおりとする。

2、議案付託は配布してある議案付託表のとおり付託省略とする。

以上であります。

以上で本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（三浦利雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（三浦利雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決しました。

◎日程第4 議案第31号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (三浦利雄君) 日程第4、議案第31号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 (渡辺千秋君) 議案第31号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

長引く景気の低迷や東日本大震災の影響により、民間企業の給与が公務員給与を下回る較差を解消する人事院勧告を受け、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、議案2ページから5ページまでは行政職給料表及び看護・保健職給料表の改正で、主に課長以上の職の者について給料額を減額するものであります。

6ページをお開きください。

平成18年条例第9号附則第7項を改正し、平成18年度の給与改訂時に差額分の支給対象となっている者について、今回改正の給料の減額に準じ、給料の切りかえに伴う経過措置額の割合を100分の99.68から100分の99.28に、給与条例の改正などの理由により新たに差額分の支給対象となった者については、100分の99.83から100分の99.43とする調整を行うものであります。

附則第2項及び第3項を追加することにより、今回の改正で給

料の減額改定対象となった者について、平成23年4月から12月までの給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び平成23年6月賞与の合計額に100分の0.27を乗じて得た額の精算を行うものであります。

また、第4項及び第5項を追加することにより、平成24年4月1日において42歳に満たない者については1号給の調整、36歳に満たない者については2号給の調整を行うものであります。また、平成25年4月1日において必要がある者については、1号給の調整を行うものであります。

以上の改正は、平成23年12月1日から施行し、附則第4項及び第5項の改正は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。

議長（三浦利雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦利雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長(三浦利雄君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(三浦利雄君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成23年第2回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時27分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年11月29日

議会議長

署名議員

署名議員